

## 不登校の原因を考える ③

不登校の原因を探るのは、「学校に行かないことは問題である」といった考え方が根底にあります。

### ■「問題だ」と思うから原因を探す

「私が甘やかしすぎたから、不登校になった。」と言う方がいます。「どうしてそう思いますか」とたずねると、「甘やかして育てたから我慢ができない子どもになって、嫌なことから逃げている」と言いました。

「子どもに決めさせないで、私が何でも決めてきたから不登校になった。」と言う方もいます。「どういうことですか」とたずねると、「子どものためだと思ってしていたけど、今考えると自分の考えを押しつけていたのかもしれない。」と言いました。

また、子どもから「あの時、親が〇〇したから不登校になった。親が悪い。」と言われたことで、「あの時に子どもを傷つけてしまったことが一つの原因かもしれない」と言う方がいます。

これまでの子育てのあり方を反省し、自分を責めてしまう気持ちはとても良くわかります。しかし、子育てのあり方を反省することと、不登校の原因は全く別のことです。どこかに原因をさぐるのは、「不登校になった」ことが問題であるという考え方が、(無意識ですが)根底にあります。

そもそも「問題」でなければ、原因など考えたりしません。子どもがテストで100点を取った時に、「何が悪かったのか」と原因を考える方はいません。「何が悪かったのだろう」と原因を

探すのは、悪い点を取った時です。

周り(社会や世間)が言うだけでなく、私たちの心の中にも「不登校は問題である」という考え方が深く深く根付いていると言えます。

### ■なぜ、「不登校は問題・悪い」という考えが、私たちに根付いたか

なぜ、「不登校は問題である」という考え方が、これほど深く根付いているのか…。そこには、日本の法律と制度が大きく影響しています。

憲法26条第1項で「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」と規定しています。学校に行き教育を受けるのは、義務ではなくて権利であると言っています。

第2項で「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」と規定しています。子どもには教育を受ける権利があって、それを保障する義務が国にあるから「義務教育」と言います。だから、「無償とする」となっています。

次に、教育基本法第6条で「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる」と学校を設置できるのが法人だけであると決めています。

そして、学校教育法第1条で「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」と、普通教育を受けることができることを学校と限定しました。(これらを「1条校」と言います)

日本の制度には「1条校」以外に行くところがないため、全ての子どもは学校に行きます。普通

教育を受けるためには、学校に行く以外に方法がない制度となっているため、全ての子どもがどこかの「1条校」に必ず在籍しています。そのため、「義務教育」は「子どもには学校に行く義務がある」という見方・考え方が社会に根付いてしまったのだろうと考えられます。

### ■外国では日本のように問題にならない

日本以外の国ではどうなっているのでしょうか。外国には、「学校」以外に普通教育を受ける場を認めている国がたくさんあります。例えば、フリースクールや家庭です。フリースクールに通うのに、国から補助が出るのはそのためです。家庭で教育をすることを「ホームエデュケーション」と言いますが、国から補助(ニュージーランドは年間14万円)される国があります。

学校に行くか、フリースクールに行くか、家で過ごすかを、親と子どもで考えて選んでいます。子どもの個性を考えて、どの道が子どものびのびと育つかを考えて決めます。

世界のフリースクールの大会で、日本の子どもが自己紹介をすると、外国の子どもたちは不思議な顔をするという話を聞いたことがあります。「私は学校に行っていない。〇〇フリースクールに行っています。」と言うと、「〇〇フリースクールに行っているんでしょ。なぜ、学校に行っていないと言うの?」となるでしょう。

「学校に行かないのは悪いことではない」という考え方も突き詰めて考えると、学校以外に学ぶところを認めていない制度の枠内から生まれた考え方です。学校に行く行かないは、本来、良いとか悪いとかいうことではないのです。ですから、学校以外で学ぶことを認めている外国では、日本のように大きな問題になりません。

これまでの「不登校は悪い」という認識を大

## 星の会のイベント

別府市と津久見市の講演会のチラシは、来月の会報に同封します

### 別府市不登校を考える講演会 (別府星の会 101 回記念例会)

- 日時 11月18日(日) 13:00～16:00
- 場所 別府市野口ふれあい交流センター
- 内容 講演と不登校 Q&A
- 演題 子どもを支える「心」  
～教育機会確保法と不登校支援～
- 講師 加嶋文哉(星の会代表)
- 参加費 会員は無料 一般は1000円
- 連絡先 090-7389-1577(西田)

### 津久見市不登校を考える講演会 (津久見星の会 251 回記念例会)

- 日時 11月25日(日) 14:00～17:00
- 場所 津久見市民会館
- 内容 講演と不登校 Q&A
- 演題 子どもを支える「心」  
～教育機会確保法と不登校支援～
- 講師 加嶋文哉(星の会代表)
- 参加費 会員は無料 一般は1000円
- 連絡先 090-4340-4301(小野)
- \*講演会の後、懇親会を計画中

きく変える法律が、2016年12月に決まりました。「教育機会確保法」という法律です。翌年2月から施行がされるようになったため、これまでと全く違う考え方が示されるようになりました。(次号に続く)

## おねがい

### 原稿をお寄せ下さい

- 感想・体験 ●伝えたい情報
- その他不登校に関すること
- <メール>toiawase@hoshinokai.net
- <FAX> 097-576-9489

原稿は、FAXかメールでお寄せ下さい。掲載の際に匿名・インシヤルなど希望する場合は、そのことを書き添えて下さい。

### ご寄付のお願い

活動を継続・発展させていくために寄付や切手等の寄贈をお願いしています。力をかけて下さい。尚、寄付・寄贈していただいた方は会報で紹介させていただきます。

#### 郵便振替

<口座記号番号> 01710-8-142651  
<加入者名> 不登校を考える星の会

## 11月の例会予定

- 昼の大分例会…11月3日(土)13:00～16:30
- 別府例会…講演会があるのでお休みです
- 豊後大野例会…11月8日(木)19:00～21:30
- 津久見例会…講演会があるのでお休みです
- 夜の大分例会…11月16日(金)19:00～21:30
- 湯布院例会…11月22日(木)19:30～21:30

会報発送のボランティアを募集しています。協力していただける方は河野さんまで連絡をください。

## 会報発送作業

- 日時: 10月25日(木)14:00～
- 場所: 明治明野公民館和室2
- お尋ねは河野さん  
(080-5272-9360)まで